制定 2019年9月17日 改定 2023年2月10日

本規約が適用されるサービスは、当店が提供する定型の容器(以下「ボックス」といいます)を用いて定額で行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款(以下「標準貨物約款」といいます)」を適用します。本規約は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。

#### 第一条 (引受拒絶)

当店は、標準貨物約款及び当店規定により、以下に掲げるものは引受けをお断りします。また、以下に掲げるものについて、申告なく荷物に混入されていた場合、 損害賠償の責任は負いません。

- 1 火薬、バッテリー、ガスボンベ等の発火性、引火性、揮発性のあるもの
- 2 不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- 3 標準貨物約款第9条に掲げる高価品及び貴重品
- 4 荷物1個又は1組の価格が30万円を超えるもの(以下「30万円超過品」といいます)
- 5 クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 6 仏壇、位牌、遺骨
- 7 銃砲刀剣類
- 8 動植物等の生物
- 9 車検証、パスポート等の再発行が困難なもの
- 10 原稿、フィルム、データ等の再生不可能なもの
- 11 毒物及び劇物類
- 12 精密機械、楽器、陶器、石材製品、ガラス製品等の運送に特殊な設備や知識を要するもの
- 13 食品等の変質もしくは腐敗しやすいもの
- 14 複数の個人情報が内容物に含まれたもの

#### 第二条 (損害賠償の範囲)

当店は、損害賠償の範囲について、標準貨物約款及び当店規定により、以下のとおりとします。

1 30万円超過品に対する賠償について

お客様の申告なく、又は誤った申告に基づいて、当店が30万円超過品を引受けた場合、その滅失、損傷又は延着について、30万円を超えて損害賠償の責任を負いません。但し、運送契約の締結の当時、荷物が30万円超過品であることを当店が知っていたとき並びに当店の故意又は重大な過失によって30万円超過品の滅失、損傷又は延着が生じたときは、この限りではありません。

2 損傷に対する賠償について

当店の責任による荷物の損傷については、専門の修理業者による補修にて対応します。専門の修理業者によって補修が不可能と判断された場合、当店は時価額の範囲内で賠償します。

※標準貨物約款第47条により、補修費用の上限は、荷物の時価額とします。

※時価額とは購入時の金額から経過年数や使用による消耗分(価値が下がった分)を差し引いた金額をいいます。

3 電化製品の損傷について

電化製品の内部損傷については、メーカーサービスの診断の結果、明らかに外部衝撃による損傷と認められた場合に限り本条2号に従って補修又は時価額の範囲内で賠償します。

4 パソコン等のデータに関して

パソコンやサーバー等の運送を依頼いただく場合、事前にデータのバックアップをお取り下さい。本条 2 号にかかわらず、本体及びデータ記録媒体の破損、滅失によって生じたアプリケーション、データ等の無体物の消失等に対しての損害賠償の責任は負いません。

5 ダンボール内容物の損傷について

お客様にて梱包されたダンボール内容物の損傷については、当店作業中のダンボールの落下等の痕跡などから、外部衝撃による損傷と認められた場合に限り、 本条2号に従って補修又は時価額の範囲内で賠償します。

このため、ダンボール内容物の損傷を確認した際は、できる限りそのままの状態で連絡下さい。

6 楽器について

当店は運送に特殊な設備や知識を要する楽器は引受けをお断りします。これに該当しない楽器については、お客様にて専用のハードケースを用意いただくか運送に耐えうる適切な梱包をお願いします。なお、運送に伴い生じた音色の変化等に対しての損害賠償の責任は負いません。

7 家屋の損傷について

当店の責任による家屋の壁・床等の損傷については、専門の修理業者による部分補修にて対応します。

# 第三条 (遅延等による損害賠償の額)

7<del>11年(足延寺による頂音加頂の根)</del> 当店は、荷物の遅延等による損害については、以下のとおり賠償します。

- 1 送り状に記載した受取日に受取りをしなかった場合、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 2 送り状に記載した引渡日に引渡しをしなかった場合、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 1及び2が同時に生じた場合、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

## 第四条 (利用の際の注意事項)

1 お届け希望日について

お届け希望日は、受取日から1週間の範囲で指定可能です。なお、お客様の都合により引渡しが1週間を超える場合、保管料を請求することがあります。

2 荷造りについて

小物等はお客様にて受取日までにダンボールへ詰めていただきます。荷造りが運送に適さないと当店が判断した場合、受取りをお断りし、又は受取日を変更 することがあります。

3 受取後の引渡場所の変更について

当店は、荷物の受取後に、お客様の都合により引渡場所を変更された場合、変更前の引渡場所から変更後の引渡場所までの運賃を請求することがあります。

4 虚偽情報による申し込みについて

当店は、同一内容での重複申し込み等、明らかに虚偽の情報による申し込みであると判断した場合、当店の裁量により契約を解除することがあります。また、 虚偽の情報による申し込みによって、当店が損害を被った場合、損害の回復に要した費用を請求することがあります。

## 第五条(加算料金の適用)

- 1 当店は、以下に該当する場合、当店規定の料金(以下「加算料金」といいます)を適用します。
- (1)荷物の受取日又は引渡日が、以下の加算料金適用日(以下「適用日」といいます)である場合、以下の内容の加算料金を収受します。
  - ア 土曜日・日曜日、又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合、作業日ごとにボックス1本につき土日祝日加算2,200円(消費税込み)
  - イ 当店規定のシーズン加算対象期間(毎年3月16日から4月5日まで)内の場合、ボックス1本につきシーズン加算5,500円(消費税込み)
  - ウ ア及びイどちらにも該当する場合、その両方を適用します。
- 例)シーズン加算対象期間に受取日を土曜日、引渡日を日曜日とした場合、ボックス 1 本につきシーズン加算 5,500 円、土日祝日加算 4,400 円、合計 9,900 円 (消費税込み)
- (2) 荷物の受取り又は引渡しの時刻を、次の時間帯(以下「適用時間帯」といいます)で指定する場合、以下の内容の加算料金を収受します。なお、適用時間帯は、作業の開始時刻を指すものとし、作業の開始時刻から終了時刻までを指すものではありません。

ア 「午前中」、「12 時から 15 時」又は「15 時から 18 時」の場合、作業日ごとに時間帯指定加算 1,100 円(消費税込み)

- 2 加算料金は、荷物の受取時において、受取日及び引渡日が適用日に該当するかどうか並びに適用時間帯の指定があるかどうかによって確定します。荷物の受取後の引渡日の日時変更は、お断りすることがあります。なお、荷物の受取後に、お客様の都合により適用日または適用時間帯から適用外の日時に変更になった場合、減額精算は行いません。
- 3 前項の規定に関わらず、お客様の都合により適用外の日時から適用日又は適用時間帯に変更になった場合は、不足分の加算料金を収受します。但し、受取り又は引渡しの日時の変更が地震、津波、暴風雨等の天災その他お客様の責任によらない事由によるときは、この限りではありません。

## 第六条 (規約の変更等)

当店は、当店規定により本規約の変更等につき以下のとおりとします。

- 1 当店は、以下の場合、当店の裁量により、本規約を変更することができます。
- (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当店は、本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1カ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当店ホームページ (URL; https://www.008008.jp/) の掲載等により告知します。